

相談例

銀行の業界団体を名乗る男性から電話があり「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が返還されることになった。銀行口座に振り込まれるので、口座番号とキャッシュカードの暗証番号を教えてください。あなたには4万円が戻る。」と言われた。(80代男性)



消費税が増税されたからといって金融機関や役所などの行政機関などが、個人宛に電話をかけて、銀行口座やキャッシュカードの番号などを尋ねることはありませんので、「お金が戻ってくる」などと言われても信用してはいけません。

参考：消費者庁、(独)国民生活センターのホームページ

社会的に話題になってきている出来事を利用して、詐欺的な手口でお金をだまし取るうとする人たちがいます。だまされないようにする対策として、ご自宅の電話機では、着信番号通知(ナンバーディスプレイ)や、常に留守番電話機能を使うなど、知っている人以外の電話には出ないようにすることを検討してみてください。また、ご家族やご近所とも情報を共有することも大切ですよ。

消費生活相談だより

消費税率引き上げの便乗詐欺にご注意!

おかしいと思われたらご相談ください。

- 相談窓口**
- ① 役場経済課 消費生活相談窓口 **毎週火曜日** 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く)
☎ 68-2211 (内線435)
消費生活相談員が、お電話でも匿名でもご相談をお受けしています。
 - ② 火曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ)
☎ 029-225-6445
 - ③ 土曜日と祝日は、188 (いややの消費者ホットラインで国民生活センターへ)
相談料は無料ですが、通話料がかかります。なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

商工会だより

利根町内共通商品券発売のお知らせ

日ごろより利根町内共通商品券をご利用いただきましてありがとうございます。例年ご好評をいただいている、どなたでもご購入できる町内共通商品券を、1セット11,000円分を10,000円で今年も販売します。

詳細につきましては、発売直前に新聞折込チラシなどでご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

※郵便局で販売している、ご購入者限定の「プレミアム付き商品券」とは違うものです。



日時: 12月1日(日) 午前9時～

発行数: 2,000セット

場所: 利根町商工会、地協商店、
サイクルショップタナカ

商品券の取扱店を募集します!

換金手数料はかかりませんので、この機会にぜひご検討ください。

なお、加盟には商工会加入が条件となります。

消費税増税に関する相談

- 10月から消費税が8%から10%に引き上げられ、軽減税率も導入されました。
- これに伴い煩雑な経理事務や税務申告により混乱が予想されます。帳簿の付け方など何かご相談がありましたら、お早めに利根町商工会までご相談ください。



問い合わせ先 利根町商工会 ☎ 68-7417

利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅(建築確認日から5年を経過していない住宅)を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

- 申請期限: 住宅取得に伴う登記の日から1年以内
- 申請締め切り日: 11月29日(金)
- 助成金額: 30万円(右記加算事由に該当する場合は、それぞれ10万円を助成金に加算します。)

※助成金の交付は、同一申請者(同居人も含む)に対して1回限りとします。

今年度の申請期限は、

11月29日(金)

【必着】です。

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	10万円
新築に伴い、町外から転入する世帯 ※1	10万円

※1. 下記フロー図参照

●住宅取得前に町内に居住している場合

(例: 利根町内の仮住まいに転入した後、新築住宅を取得して転居したなど)

助成金の交付を受けようとする方(以下「申請者」)が
転入日前1年以上利根町の住民でない

YES

NO

申請者が転入日から
1年以内に住宅を取得している

加算要件に
該当しません

YES

NO

加算要件に
該当します

加算要件に
該当しません

●住宅取得後に転入する場合

申請者が転入日前
1年以上利根町の住民でない

YES

NO

加算要件に
該当します

加算要件に
該当しません

- 本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、町公式ホームページ(「トップページ」→「移住・定住支援」→「利根町新築マイホーム取得助成金」)をご覧ください。
- 役場企画課まちづくり推進係までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場企画課 まちづくり推進係
☎ 68-2211 (内線335・336) ✉ machisui@town.tone.lg.jp

農地利用実態調査を

実施します!

利根町農業委員会では、所有している農地の利用状況や今後の貸付などの意向を確認するため、二年にわたり地区別に調査を実施します。該当の世帯には調査対象農地の一覧を送付しますので、事前にご検討ください。回答は、後日農業委員や農地利用最適化推進委員が戸別に訪問し、直接聞き取りを行う予定です。利根町の農地を有効的に利用するため、調査にご協力をお願いいたします。



【調査票配布対象者】

文間地区内(利根北部基盤整備事業区域を除く)に、農地を所有している方

【調査対象農地】

農地基本台帳で『自作』となっている農地
※他の地区の農地については次年度実施

予定です。

※戸別訪問は12月下旬～2月中旬を予定しております。

問い合わせ先 利根町農業委員会事務局(役場経済課内) ☎ 68-2211 (内線434)